

# 令和8年度常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務 仕様書

## 1 業務の名称

本業務は、「令和8年度常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務」と称する。

## 2 業務の目的

常陸太田市では、平成28年度から令和3年度の6年間を計画期間とした「常陸太田市地域公共交通網形成計画」及び「常陸太田市地域公共交通再編実施計画」を策定し、「ライフステージ、地域特性に応じた地域公共交通網の構築」という方針のもと、平成28年10月の第1次再編、平成30年10月の一部運行内容改善、平成31年4月の第2次再編を実施してきた。

その後、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正（令和2年11月27日施行）により、従来の「地域公共交通網形成計画」に代わって「地域公共交通計画」の策定が努力義務化された。これを受け、常陸太田市では、令和4年度から令和8年度を計画期間とする『常陸太田市地域公共交通計画』を策定している。

また、同改正に伴い、「地域公共交通再編実施計画」は「地域公共交通利便増進実施計画」へと改められ、路線ネットワークの再編に加えて、運賃やダイヤの見直しなど、利用者の利便性向上に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保することが求められるようになった。

本業務は、国土交通省が公表した『地域公共交通計画のアップデートガイダンス』の趣旨を踏まえ、本市にとって望ましい地域旅客運送サービスのあり方を示すマスタープランである『常陸太田市地域公共交通計画』とともに持続可能な運送サービスの提供を確保するため、『常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画』の策定支援を行うものである。

## 3 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月25日（木）まで

## 4 業務の範囲

常陸太田市全域

## 5 業務の内容

### 5.1 常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画の策定

(1) 公共交通ネットワークの再編に関する取組の課題整理

『常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画』の進捗状況を確認するとともに、前計画(令和4年3月策定)に基づく施策の実施状況を踏まえ、各種データの集計結果、利用者分析結果及び人流データ分析による潜在需要の把握を行い、鉄道、路線バス、デマンド交通等の役割分担並びに関連施策との連携の方向性を整理した上で、課題を整理するものとする。

なお、分析に係る人流データは受託者において調達するものとし、市内外の移動実態や主要拠点間の流動分析が可能な携帯電話位置情報等の統計データを活用することを基本とする。

また、本項の課題整理は、常陸太田市地域公共交通計画における課題整理及び施策の方向性との整合を図り、常陸太田市利便増進実施計画における具体的な再編内容の検討に資するものとする。

## (2) 交通事業者ワーキングの開催

公共交通ネットワークの再編に伴う運行調整を行うため、交通事業者及び他関係者との協議を実施するものとする。開催回数は8回程度を基本とするが、協議状況に応じて追加開催に対応できる体制を確保するものとする。

なお、本項目は「令和8年度 常陸太田市・日立市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務」における同一業務項目と一体的に実施するものとする。

## (3) 公共交通ネットワークの再編方針、事業の検討

### ①地域公共交通ネットワークの再構築の検討

(1)及び(2)の検討結果を踏まえ、本市が抱える地域課題を整理するとともに、交通空白地域及び公共交通不便地域における持続可能な公共交通の確保等の観点から、市域全体を見渡した地域公共交通ネットワークの再構築に向けた検討を行うものとする。

また、効率的かつ持続可能な公共交通体系の構築を図るため、各公共交通の役割分担に関する検討結果を踏まえ、市内で運行する各交通モードについて、維持対象路線・再編対象路線の選定を行うものとする。

さらに、再編対象となる路線については、常陸太田市利便増進実施計画への記載に必要となる路線図や運行内容を整理し、交通事業者等との協議を踏まえて運行計画案を作成するものとする。また、各公共交通の役割分担の方向性に関する検討結果を踏まえ、再編対象路線における他の交通モードへの転換を含む運行内容の変更や車両規模の見直しについて検討を行うものとする。

### ②地域公共交通ネットワークの事業内容及び実施主体の検討

公共交通ネットワークの再編に向けた事業内容・実施主体、実施スケジュール、

行政等による支援内容等の事項について検討を行う。

また、地域公共交通確保維持改善事業等の国庫補助制度の活用を見据えた事業スキームについても検討するものとする。

### ③収支・補助額の試算及び資金の額・調達方法の整理

①及び②の検討結果を踏まえ、再編後の運送収入、運行経費、補助額を試算する。

また、試算結果を基に、利便増進実施計画に記載するため、活用する補助制度と調達主体を整理する。

## (4) 常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画（案）のとりまとめ

前項までの検討を踏まえ、「常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画（案）」を作成する。

また、運輸局への提出、事前相談、説明等に必要となる付随資料及び説明資料の作成の支援を行うものとする。

## 5.2 地域公共交通活性化協議会の開催支援

常陸太田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に提出する本計画に関する資料の作成、当日の会議に参加するとともに、説明補助及び議事録の作成を行うものとする。

協議会等の本計画策定に係る開催支援は、2回程度行うことを想定するが、計画策定の進捗状況に応じて追加開催に対応するものとする。

## 5.3 打合せ協議

当初、中間時1回、業務終了時の3回程度とするが、必要に応じて適宜実施する。

※協議は、状況に応じてWeb上で開催することも想定する。

## 5.4 契約時の提出書類

- ① 業務計画書（仕様：A4縦版）
- ② 業務行程表
- ③ 実施体制通知書
- ④ 配置者通知書
- ⑤ その他、企画課が指示する関係書類等

## 5.5 報告書のとりまとめ

整理・検討結果について、報告書としてとりまとめる。

## 6 成果品

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| ① 業務報告書（仕様：A 4 縦版）           | 1 部 |
| ② 常陸太田市地域公共交通利便増進実施計画データ     | 一式  |
| ③ 成果品に関する電子記録媒体（DVD-R、USB 等） | 一式  |

## 7 その他

- (1) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、本市と連絡調整を行うこととする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書のほか、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の内容に関し疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議し、定めるものとする。
- (4) 成果品納入後に発生した受託者の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、本業務により知り得た個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律及び常陸太田市個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき機密保持を厳守するものとする。
- (7) 受託者は、業務の履行を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (8) 本業務で得られた成果品の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。また、受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。
- (9) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。